

## 平成22年度宝くじふるさとワクワク劇場実施要綱

### 1 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、地域の人々に明るく健康的な笑いを提供し、活気あふれる元気な地域社会を創出することにより、地域の活性化に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的として、本事業を実施する。

### 2 実施方法

#### (1) 事業の名称

この事業の名称は「宝くじふるさとワクワク劇場」という。

#### (2) 開催地

自治総合センターが実施を希望する都道府県と協議し、開催地を決定する。平成22年度においては、概ね10ヵ所の開催とする。

#### (3) 主催者

主催者は、開催地となる地方公共団体（都道府県及び市町村）及び自治総合センターとする。ただし、事業の実質的な実施主体である財団法人及び会場となる文化施設等を管理する財団法人に限り、これを主催者に加えることができるものとする。

#### (4) 実施時期

平成22年度においては、平成22年4月から平成23年3月までの間に開催するものとする。

#### (5) 会場

収容人員が概ね1,000人以上の公立の文化施設等とする。

### 3 事業の内容

全体で3部構成とする。なお、内容については宝くじを題材に取り上げるなど、宝くじの普及広報に努めるものとする。

#### (1) 第1部 お笑いオンステージ（公演時間45分）

ベテラン落語家、ベテラン漫才及び若手漫才による演芸ステージ。

#### (2) 第2部 トーク～ふるさと、わが町あの一と・このひと（公演時間30分）

長寿・大家族・地元で根ざした特技を持った方等、予め選定した個性ある地元出演者と、司会者、漫才師との地元の良さを再確認する内容のトーク。

#### (3) 第3部 ほのぼのコメディ劇場（公演時間60分）

吉本新喜劇の舞台に、公開オーディションで選考された地元出演者が登場し、コメディを演じる。

#### 4 入場料

- ( 1 ) 入場料収入は自治総合センターに帰属するものとする。ただし、入場券売捌率が 70%を超えた場合には、超えた部分の入場料収入を開催地の収入とすることができる。
- ( 2 ) 原則として、入場料金は一般・学生の区別なく、一律 2,000円(前売券)とする。

#### 5 経費

本事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものを主催者となる地方公共団体の負担とし、それ以外の経費を原則として自治総合センターが負担するものとする。

- ( 1 ) 会場使用料
- ( 2 ) 音響、照明を含む会場の設備、備品使用料
- ( 3 ) 会場要員費(アルバイト賃金、食費を含む)
- ( 4 ) ケータリング経費
- ( 5 ) 飾花代
- ( 6 ) ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費(製作は自治総合センターが行う)
- ( 7 ) 新聞、広報誌等への広報宣伝費
- ( 8 ) 第3部の地元出演者の募集及び参加に関する経費
- ( 9 ) 入場券の売り捌き手数料

チケット売捌手数料は、外部の前売所(プレイガイド)やオンラインチケット販売会社を活用する場合についてのみ、設定できるものとする。(ただし、入場券売り捌き率70%までの売り捌き手数料は、自治総合センターで負担する。)

#### 6 入場者の確保

- ( 1 ) 主催者となる地方公共団体は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、事業の成果を上げるよう努めるものとする。特に新聞等へのパブリシティや、広報誌への掲載、ポスターの掲出、チラシの配布等本事業の周知宣伝及び入場券の売り捌き等を積極的に実施し、入場者の確保を図るものとする。
- ( 2 ) 入場者は会場となる施設収容人員の80%以上を確保するよう努めるものとする。

#### 7 宝くじの普及広報

本事業は、宝くじの普及広報を目的としていることから、主催者となる地方公共団体は、本事業の周知宣伝に際し、印刷物等宣伝媒体に対して宝くじに関する表示をする等、宝くじの普及広報に努めるものとする。特に、市町村の広報誌については、複数号に掲載するものとする。